

令和３年度決算に基づく健全化判断比率等の算定結果

○ 令和３年度厚沢部町各会計の決算に基づき健全化判断比率を算定したところ、下表のとおり、いずれの指標についても早期健全化基準、財政再生基準を下回りました。

指 標		厚 沢 部 町	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	①実質赤字比率	※1 ー % (△ 2.52%)	15.00 %	20.00 %
	②連結実質赤字比率	ー % (△ 8.91%)	20.00 %	30.00 %
	③実質公債費比率	6.1 %	25.0 %	35.0 %
	④将来負担比率	※2 ー %	350.0 %	

※１ 実質赤字額および連結実質赤字額がないため「ー」で表示し、参考として黒字の比率を（ ）内にマイナス表記しています。

※２ 将来負担比率は、将来負担に対し充当可能財源が上回っているため指標は「ー」で表示しています。

○各公営企業会計における「資金不足比率」については、令和３年度決算において資金不足を生じた企業がないため、該当ありません。

指 標	特 別 会 計 名	厚 沢 部 町	経営健全化基準
資金不足比率	国民健康保険病院事業	ー %	20.00 %
	簡易水道事業	ー %	
	農業集落排水事業	ー %	

健全化判断比率等の算定方法

○健全化判断比率

①実質赤字比率	＝	一般会計等の実質赤字額 (0 千円) 標準財政規模 (3,131,965 千円)
---------	---	---

- ・ 一般会計等：一般会計
- ・ 実質赤字の額 ＝ 繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）
- ・ 標準財政規模 ＝ 標準税収入額等＋普通交付税額＋臨時財政対策債発行可能額

→ 実質赤字額なし

②連結実質赤字比率＝	＝	連結実質赤字額 (0 千円) 標準財政規模 (3,131,965 千円)
------------	---	---

- ・ 連結実質赤字額：アとイの合計額がウとエの合計額を超える場合の当該超える額
 - ア 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - イ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ウ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - エ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

→ すべての会計で実質赤字（資金不足）がないため連結実質赤字額はなし

$$\text{③実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金)} - \text{(特定財源} + \text{元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \\ \text{(500,960 千円} + \text{62,878 千円)} - \text{(0 千円} + \text{389,620 千円)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模} - \text{元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \\ \text{3,131,965 千円} - \text{389,620 千円} \end{array}}$$

(3年度)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	3カ年平均
実質公債費比率	$\frac{150,380}{2,377,141} = 6.33\%$	$\frac{143,399}{2,515,390} = 5.70\%$	$\frac{174,218}{2,742,345} = 6.35\%$	6.1%

・準元利償還金：アからオまでの合計額

ア 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額

イ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ウ 一部事務組合等への負担金のうち、組合が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

エ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

オ 一時借入金の利子

→ 実質公債費比率 6.1%（早期健全化基準：25.0%、財政再生基準 35.0%）

④将来負担比率	＝	将来負担額	－	(充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債残高等に係る基準財政需要額算入額)
		4,448,367 千円	－	(5,937,804 千円＋ 0 千円 ＋ 3,553,840 千円)
		標準財政規模	－	元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
		3,131,965 千円	－	389,620 千円

・将来負担額：アからクまでの合計額

ア 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

イ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）

ウ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額

エ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

オ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

カ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額及び債務を負担している場合の当該債務のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

キ 連結実質赤字額

ク 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・充当可能財源等：合併特例債により造成した地域振興基金以外の基金残高。

・特定財源見込額：将来負担額として計上されている地方債現在高に対して、その償還に充てることができる国庫支出金や公営住宅使用料等特定の歳入見込額。

→ 充当可能財源が負担額を上回っているため、将来負担額はなし

○公営企業会計に係る資金不足比率

資金不足比率 (法適用事業)	国保病院事業 = $\frac{\text{資金の不足額 (0 千円)}}{\text{事業の規模 (300,394 千円)}}$
-------------------	---

- ・資金の不足額（法適用事業）
 =（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）
 －解消可能資金不足額
- ・事業の規模（法適用企業）＝ 営業収益の額 － 受託工事収益の額

資金不足比率 (法非適用事業)	簡易水道事業 = $\frac{\text{資金の不足額 (0 千円)}}{\text{事業の規模 (75,421 千円)}}$
	農業集落排水事業 = $\frac{\text{資金の不足額 (0 千円)}}{\text{事業の規模 (31,791 千円)}}$

- ・資金の不足額（法非適用事業）
 =（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費以外の経費に充てるために起こした地方債現在高）
 －解消可能資金不足額
- ・事業の規模（法非適用企業）＝ 営業収益に相当する収入の額 － 受託工事収益に相当する収入の額

→ 全ての公営企業会計で資金不足なし